



(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

**第十三条** 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(業務の委託)

**第十四条** 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(区分経理)

**第十五条** 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

1 第十二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 第十二条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

3 第十二条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

4 第十六条 機構は、通則法第二十九条第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の

規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるとする。この場合において、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券)

2 前項の規定による債券(当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に係る事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の

規定期に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

**第十八条** 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約することができる債務を除く。)について保証することができる。

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による債務の担保のための貸付債権の信託)の担保により政府が保証するものを除く。の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は信託業務を営む金融機関(次条第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

**第十九条** 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた、債券に係る債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は信託業務を営む金融機関(次条第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(債券の担保のための貸付債権の信託)

**第二十条** 機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による債券(当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、

3 前二号に掲げる行為に附帯する行為をする

(信託の受託者からの業務の受託等)

2 貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

3 前二号に掲げる行為に附帯する行為をする

(信託の受託者からの業務の受託等)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委託)

**第二十六条** 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、通則法第六十四条第一項及び前条第一項の規定による立入検査(第十二条第一項一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。)の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前項の規定により委任された権限の全部又は一

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

**第二十七条** 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の激しい変動その他の事情が生じた場合において、福祉又は医療に係るサービスの安定的な提供を図るために緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に關する必要な措置をとることを求めることがある。

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(報告及び検査)

**第二十八条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定により委託を受けた金融機関(第二十一条第二項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この項及び第三十一条において「受託金融機関」という。)に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委託)

**第二十七条** 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、通則法第六十四条第一項及び前条第一項の規定による立入検査(第十二条第一項一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。)の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前項の規定により委任された権限の全部又は一

部を内閣総理大臣に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一

部を内閣総理大臣は、第一項の規定により委任さ

れた権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

## 第二十三条 削除

### 第四章 雜則

部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣との協議)

**第二十七条** 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十九条、第二十条又は第二十二条の認可をしようとするとき。

二 第十二条第六項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 第十六条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等) 第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外) 第二十九条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 賞罰 第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

第三十条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。  
一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。  
二 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。  
三 第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一條(施行期日)抄

から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(社会福祉・医療事業団の解散等)

**第二条** 社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除くべきものとする。

一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十九条、第二十条又は第二十二条の認可をしようとするとき。

二 第十二条第六項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

三 第十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 第十六条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等) 第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外) 第二十九条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 賞罰 第二十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

第三十条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。  
一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。  
二 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。  
三 第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一條(施行期日)抄

8 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる機構の勘定において、各号においてそれぞれ定める

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

旧事業団法に掲げる経理又は勘定から承継した

資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、それぞれ勘定に属する積立金又は繰越欠損金

という。は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除くべきものとする。

一 第十三条勘定 旧第三号経理(旧事業団法第二十二条第一項第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理(旧事業団法第二十九条第二項に規定する経理をいう。))をいう。次号において同じ。)をいう。)

二 第四号勘定 旧第四号経理(旧事業団法第二十二条第一項第四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理をいう。)

三 第五号勘定 旧第一項勘定(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第二十八条第一項に規定する業務に係る勘定(同法第二十八条第六号に規定する業務を含む。)に係る経理をいう。)

四 第六号勘定 旧第二号勘定(附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号。以下「旧事業団法」という。)第二十二条第一項第二号の二及び第二号の三及び第二号の三勘定(附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号。以下「旧事業団法」という。)第二十二条第一項に規定する勘定をいう。)をいう。)をいう。)

五 第七号勘定 旧第三号勘定(附則第六条の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、承継した資産の価額を算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

六 第八号勘定 旧第四号勘定(年金福祉事業団において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

7 第九号勘定 旧第五号勘定(年金積立金管理運営独立政法人法(平成十六年法律第百五号)附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解

散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する権利の承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

8 第十号勘定 旧第六号勘定(前項の規定により不動産に関する権利の承継した場合は、同条第一項の規定による債券とみなす。)

9 第十一号勘定 旧第七号勘定(第六項及び前項各号において積立金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

13 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

前条第一項の規定により機構が承継する

資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、それぞれ勘定に属する積立金又は繰越欠損金

という。は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する

資産を除くべきものとする。

一 第十三条勘定 旧第三号経理(旧事業団法第二十二条第一項第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理(旧事業団法第二十九条第二項に規定する経理をいう。))をいう。次号において同じ。)をいう。)

二 第四号勘定 旧第四号経理(旧事業団法第二十二条第一項第四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理をいう。)

三 第五号勘定 旧第一項勘定(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第二十八条第一項に規定する業務に係る勘定(同法第二十八条第六号に規定する業務を含む。)に係る経理をいう。)

四 第六号勘定 旧第二号勘定(附則第六条の規定により機構が事業団の権利及び

義務を承継したときは、次の各号に掲げる機構の勘定において、各号においてそれぞれ定める

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

旧事業団法に掲げる経理又は勘定から承継した

資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、それぞれ勘定に属する積立金又は繰越欠損金

という。は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する

資産を除くべきものとする。

一 第十三条勘定 旧第三号経理(旧事業団法第二十二条第一項第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理(旧事業団法第二十九条第二項に規定する経理をいう。))をいう。次号において同じ。)をいう。)

二 第四号勘定 旧第四号経理(旧事業団法第二十二条第一項第四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理をいう。)

三 第五号勘定 旧第一項勘定(年金積立金管理運営独立政法人法(平成十六年法律第百五号)附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解

散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する権利の承継した場合は、同条第一項の規定による債券とみなす。)

四 第六号勘定 旧第二号勘定(前項の規定により不動産に関する権利の承継した場合は、同条第一項の規定による債券とみなす。)

五 第七号勘定 旧第三号勘定(第六項及び前項各号において積立金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する

金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出

金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは、当該金額に相当する

金額を加える。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出



三三云書第二五言。又言之言之言第一圖二

等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法一時金支給法」という。）第三条の一時金支払を行うこと。

元年法律第五十五号。次号及び次条第一項において「ハンセソ病元患者家族補償金支給法」という。）第三条の補償金の支払を行うこと。

元年法律第五十五号、次号及び次条第一項において「ハンセン病元患者家族補償金支給法」という。第三条の補償金の支払を行うこと。

二　国の委託を受けて、ハンセン病元患者家族補償金支給法第十条第一項の補償金の支払を行ひ二三。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項の業務に係る経理については、  
その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整  
理しなければならない。

第一項の業務は第三十二条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

**五条の六** 機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充て  
ハンセン病元患者家族補償金支払基金

るためにハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、ハンセン病元患者家族補償金支給法第二十七条第二

項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

額を国庫に納付しなければならない。

**六条** 社会福祉・医療事業団法の廃止  
社会福祉・医療事業団法は、廃止する。  
(社会福祉・医療事業団法の廃止)に伴う経過措

**七条** 旧事業團法（第十条を除く。）の規定に置)

はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

については、旧事業団法附則第十条の規定により、  
なおその効力を有するものとされた旧社会福祉  
事務規則（ヨコハマ一二一三二五）第二百四一

事業振興会法（昭和二十九年法律第二百四十一号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」と

あるのは「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）」と、「民法第三十四条（公益法人の法人）」であるのは「一般社団

法人及び一般財団法人」と、「及び民法第三十  
四条の法人」とあるのは、「一般社団法人及び  
一般財団法人」とする。







らず、承継債権管理回収勘定（同項に規定する承継債権管理回収勘定をいう。）から支出するものとする。

第一項各号に掲げる業務は改正後機構法第三十二条第二号の規定の適用については、改正後機構法第十二条第一項に規定する業務とみなす。

(秘密保持義務に関する経験と置

第一項及び第六十五条第一項に規定する年金たる給付に限る。)を受ける権利については、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第十四条第一項の規定は、なおその効力を有する。  
(受給権の保護に関する特例)

附 則（令和四年六月一七日法律第六八〇号）抄  
（施行期日）  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日

ほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(秘密保持義務に関する経過措置)

正前機構法第十二条第一項第十二号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者（施行日以後に附則第三十六条第一項の規定により改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する小

**附 則**（令和四年六月二日法律第七十号）抄  
**（施行期日）**

則の適用については、なお従前の例による。

**第四十一条** この法律の施行前にした行為及びこの法律による罰則の適用の範囲に該当するもの、なお従前の例による。

口の資金の貸付けを受ける者を含む。)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付を受ける権利が消滅し、又はこれらの給付の全額の支給が停止された場合に

経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定める。

さられる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(船員保険法に基づく年金受給権者に関する経過措置) 第二十九条 第二十八条の規定の施行の際現に前

おいて、他に厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付（その全額の支給を停止されている給付を除き、厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあっては政府が支給するものに限る。）若しくは保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受けれる権利を有し、又は新たにこれらの受給権を取

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前とのそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそ

得したときは、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十四条、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十一条第一項及び附則第六十条の規定による改正後の年金給付遅延加算金支給法第四条の規定にかかるらず、これらの受給権を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

2 その法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

(受給権の保護の例外に関する経過措置)

第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十二条第一項第十三号の規定による小口の貸付を受けていゝ者（直行日以後二月

従前の國の慣習に付てこれといふ言葉は、他の行為は、法令に別段の定めがあるものとのほか、この法律の施行後は、新法令の相当規則

付遲延特別加算金若しくは給付遲延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前との例により担保に供することができる。

定により相当の国の機関に対してされた申請届出その他の行為とみなす。

第七十一条第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険料に対する権利が消滅した場合において、新たに同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有することとなつたときは、第二十七条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の五第二項の規定にかかるらず、当該年金たる

日前に従前の國の機關に対し、その手續がさされていないものについては、法令に別段の定めがないもののはか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相當の國の機關に対して、その手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構への委任することができる。  
(政令による委任)

**第三条** 命令の効力に関する経過措置  
旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組合規則を改め、その規定による内閣府令の発行を免ぜる。

法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付（平成二十四年一元化法附則第四十一条）

法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものの

十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定

二から四まで 略

五 第九条及び第十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

**第十八条** 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。